

最上町電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 この方針は、最上町（以下「町」という。）が行う電力調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、環境への負荷の低減を図るとともに環境と経済が両立する社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この方針において「環境に配慮した電力調達契約」とは、町が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定する小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達をいう。

(対象機関)

第3条 この方針は、町の全ての機関が、競争入札により電力を調達する際に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア グリーン電力証書の町への譲渡予定量
- イ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(入札参加資格)

第5条 町が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格は、前条で定める基本項目及び加点項目について、別表により算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

但し、本方針施行後に初めて行う電力調達契約の競争入札に係る参加資格は、前年度の1kWh当たりの調整後の二酸化炭素排出係数が、既に契約中の小売電気事業者と同等もしくは下回る小売電気事業者とする。

(評価)

第6条 町が行う電力調達契約の競争入札に参加を希望する小売電気事業者は、第4条に定める環境評価項目について別表により算定し、その評価点その他の事項を記載した最上町環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書（様式第1号）を町長に提出するものとする。当該年度において、評価点に変更があった場合も、同様とする。

2 町長は、前項の報告書の提出があったときは、その内容を確認し、最上町電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について（様式第2号）により小売電気事業者に通知する。

(事務処理)

第7条 この方針に係る事務処理は、契約担当課において行う。

(委任)

第8条 この方針に定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則 この方針は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 この方針は、平成31年2月1日から施行する。

別表（第5条関係）

最上町環境に配慮した電力調達契約評価基準

基本項目	区分	評価点
前年度の1 kWh 当たりの調整後の二酸化炭素排出係数 (単位: k g / k W h) (注1)	0.475 未満	70
	0.475 以上 0.500 未満	65
	0.500 以上 0.525 未満	55
	0.525 以上 0.550 未満	50
	0.550 以上 0.575 未満	45
	0.600 以上 0.625 未満	40
	0.625 以上 0.650 未満	35
	0.650 以上 0.675 未満	30
	0.675 以上 0.700 未満	25
	0.700 以上	20
前年度の未利用エネルギー活用状況 (注2)	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0%超 0.675%未満	5
	活用していない	0
前年度の再生可能エネルギー導入状況 (注3)	3.00%以上	15
	1.50%以上 3.00%未満	10
	0%超 1.50%未満	5
	活用していない	0

加点項目	区分	評価点
グリーン電力証書の町への譲渡 予定量(予定使用電力量の割合) (注4)	5.0%	10
	2.5%	5
	活用しない	0
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組 (注5)	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

注1: 1 kWh 当たりの調整後二酸化炭素排出係数とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣により公表されている二酸化炭素排出係数をいう。なお、排出係数が公表されていない小売電気事業者については、当該事業者のホームページ等で公表している係数をいう。

注2: 前年度の未利用エネルギー活用状況とは、前年度の未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）（kWh）を前年度の供給電力量（需要端）（kWh）で除した数値をいう。
(算定方式)

$$\text{前年度の未利用エネルギーの活用状況 (\%)} = (\text{前年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (送電端)} \div \text{前年度の供給電力量 (需要端)}) \times 100$$

<補足>

(1) 「未利用エネルギー」とは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。ただし、一般電気事業者からの購入電力に含まれる未利用エネルギー活用分については、含まない。）をいう。

- ① 工場等の廃熱又は排圧
- ② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）（以下「FIT法」という。）第二条第4項において定める再生可能エネルギーに該当するものを除く。）
- ③ 高炉ガス又は副生ガス

(2) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

- ① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

- ② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。
- (3) 前年度の未利用エネルギーによる発電電力量には他電気事業者への販売分は含まない。
- (4) 前年度の供給電力量には他電気事業者への販売分は含まない。

注3：前年度の再生可能エネルギー導入状況とは、次の項目を算定方式に示す方法により算出した数値（単位は全てkWh）をいう。

- ① 前年度自社施設で発生した再生可能エネルギー電気の利用量（送電端）
 - ② 前年度他社より購入した再生可能エネルギー利用量（送電端）（ただし、太陽光発電の余剰電力買取制度及び再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度による買取電力量は除く。
 - ③ 前年度の供給電力量（需要端）
（算定方式）
前年度の再生可能エネルギー導入状況＝①+②÷③
- (1) 再生可能エネルギーとは、FIT法第二条第4項に定められる再生可能エネルギー源を用いる発電設備による電気を対象とし、太陽光、風力、水力（30,000kW未満、ただし、揚水発電は含まない）、地熱、バイオマスを用いて発電された電気とする。
 - (2) 前年度の再生可能エネルギー電気の利用量（①+②）には他電気事業者への販売分は含まない。
 - (3) 前年度の供給電力量（③）には他電気事業者への販売分は含まない。

注4：グリーン電力証書は、一般財団法人日本エネルギー経済研究所グリーンエネルギー認証センターの認証に係るグリーン電力証書に限る。なお、グリーン電力証書の譲渡予定量を加点項目として評価することによって入札参加資格を得た事業者は、契約した際に町に証書を無償譲渡することとする。

注5：需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組については、需要家の省エネルギーの促進の観点から評価する。

（需要家への情報提供の例）

- ・電力デマンド監視による使用電力量の表示（見える化）
- ・需要逼迫時における需要家の電力使用抑制に資するサービス（リアルタイム情報提供、協力需要家への優遇措置の導入等）
- ・ホームページにおける使用電力の推移等の照会サービス
- ・需要家が設定した使用電力量を超過した場合の通知サービス

なお、本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・節電に関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とならない。

追補

電気事業者ごとの実排出係数・調整後排出係数等の公表について、前年度分が公表されるまでの間、電力調達契約の入札を行う場合は、別表中「前年度」とあるのは「前々年度」と、「前々年度」とあるのは「前々々年度」と、「当該年度」とあるのは「前年度」と読み替えるものとする。

最上町長 殿

所在地
名称
代表者名

印

最上町環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書

最上町が行う電力調達契約の入札に参加したいので、最上町環境に配慮した電力調達契約環境評価基準により算定した評価点等について、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

なお、この報告書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

1. 基本項目及び加点項目

基本項目	数値等	評価点
前年度の1kWh当たりの調整後の二酸化炭素排出係数 (単位: kg-CO ₂ /kWh)		
前年度の未利用エネルギー活用状況		
前年度の再生可能エネルギー導入状況		
加点項目	譲渡予定量	評価点
グリーン電力証書の町への譲渡予定量 (予定使用電力量の割合)		
加点項目	取組の有無	評価点
需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組		
合計		

- (注) (1) 「数値等」、「譲渡予定量」及び「評価点」には、別表により算出した値を記載すること。
(2) 「数値等」及び「譲渡予定量」の算出式及び根拠となる書類を添付すること。
(3) 前年度の小売電気事業者ごとの実排出係数及び調整後排出係数等について、官報に掲載されるまでの電力調達契約の入札の場合は、この様式中「前年度」とあるのは「前々年度」と読み替えるものとする。

様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（電気事業者） 殿

最上町長 ㊟

最上町電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について

年 月 日付けで報告のあった最上町環境に配慮した電力調達契約環境
評価項目報告書を評価した結果について、下記のとおり通知します。

記

評価結果

最上町電力の調達に係る環境配慮方針第5条の入札参加資格の要件を

備えている。 備えていない。